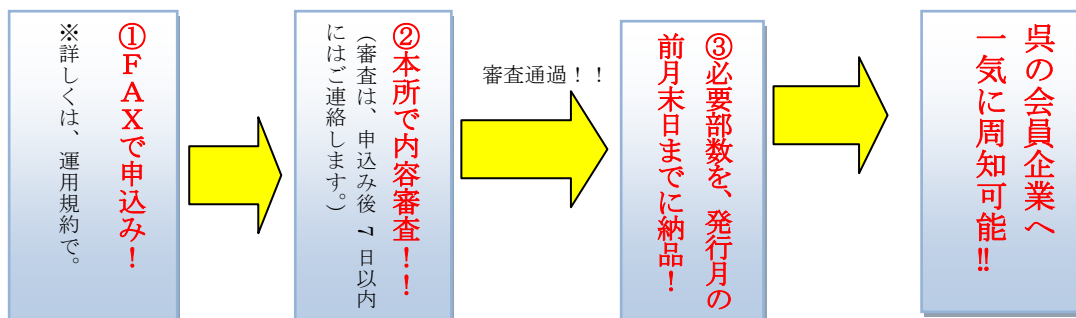


# 呉商工会議所報「くれ」折込み チラシサービスご利用のご案内

～申込みは簡単♪～

F A X ⇒⇒⇒ 0823-25-5544



## 【ご利用案内】

料金 : 2,000 部発送 **会員 62,800 円** (税込) 非会員 110,000 円 (税込)

: 3,000 部発送 **会員 78,500 円** (税込) 非会員 137,500 円 (税込)

(3,000 部は、5月号～8月号の間で、1回発送予定。)

送付先: 呉商工会議所会員企業・官公庁・主要商工会議所等

発行日: 毎月 10 日 (前後する場合あり)

※詳しくは、別紙呉商工会議所「折込みチラシ」運用規約をご覧ください。



## メリットたくさん!

### ☆開封率が高い!!

呉商工会議所報「くれ」と同封でお送りするため、単独 DM に比べて開封率が期待できます。

### ☆ターゲットを絞った PR ができる!

読者のほとんどは市内の中小企業経営者。

不特定多数への DM に比べ、ターゲットを絞った情報発信ができます。

### ☆会議所ならではの値打ち価格!

単独 DM の場合に比べ、格段の低コストで高い効果が期待できます。

※仮に 3,000 社に郵送で送った場合・・・@84 円×3,000=25 万 2 千円

なんと約 17 万 3 千円もおトク!!

## 【お申込み先】

呉商工会議所 振興部 工業振興課

〒737-0045 呉市本通 4 丁目 7-1

TEL:0823-21-0151 FAX:0823-25-5544

## 呉商工会議所報「折込みチラシ」運用規約

1. 呉商工会議所「折込みチラシ」とは、商工会議所会員企業の発展に資することを目的とし、原則会員以外の利用は、認めない。但し、商工会議所が必要と認めた場合はその限りではない。
2. 本サービスを利用する折込みチラシの内容については、会員相互の経営に資するものであり、同封するチラシ等及びその内容、また作成責任を有する会員企業について与信を与えるものではない。従って、下記事項を遵守するものとする。
  - (1) 公序良俗に反しないこと
  - (2) 関係法規に違反しないこと
  - (3) 政治性、宗教性がないこと
  - (4) 誤解を与える恐れがないこと
  - (5) 他の会員、消費者に不当な利益を与える恐れがないこと
  - (6) 本所商工会議所の事業と同種あるいは同類の内容であって競合するものでないこと
  - (7) その他、本サービスの運用上不適合と判断した場合
3. 呉商工会議所報は、毎月10日発行である。但し、都合により発行日が前後する場合がある。
4. チラシの内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 本サービスにより生じた取引上のトラブル等について、商工会議所は一切責任を負わない。
6. 折込みチラシは、原則としてA4判サイズ（両面可）とする。A3判サイズについては、折りたたんで納品するものとする。
7. 折込みチラシは、必要部数を発行月の前月末までに本所商工会議所へ納品する。その際、残部は返却しない。
8. 折込みチラシ料金は、下記に定める。

発送数	サイズ	折込料金 (1回分)	備考
所報発送時に同封（約2,000部）	A4サイズ	62,800円 (税込)	単色及びカラー
所報発送時に同封（約3,000部） (5月号～8月号の間で、1回発送予定)	A4サイズ	78,500円 (税込)	単色及びカラー

9. 依頼事業所は、折込みチラシ同封発行希望日の前月15日までに、呉商工会議所「所報」折込みチラシ申込書に必要事項を記入の上、折込みチラシ（案）を添えて商工会議所に提出するものとする。

10. 料金は、折込みチラシサービスへの申込受付完了後、商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納付すること。

11. この運用規約は、令和2年1月8日から施行する。

以上

### 【担当課】

呉商工会議所 工業振興課

TEL：0823-21-0151

FAX：0823-25-5544

呉商工会議所 振興部 工業振興課  
(FAX0823-25-5544)

## 呉商工会議所報「くれ」折込みチラシ申込書

呉商工会議所 御中

呉商工会議所報「折込チラシ」運用規約に同意し、下記の通り申込みをします。

令和 年 月 日

事業所名	_____	印
所在地	〒	_____
担当者氏名	_____	
TEL :	_____	FAX : _____

折込希望月

令和 年 月号